

経緯

- 1965年、政府保証付の民間学生ローンと低所得者向けの給付型奨学金が制度化（政府保証付民間学生ローンは2010年廃止）。
- 1993年、学生支援をより効率的に行うため、連邦政府が直接実施する学生ローンの開始。
- 1994年、債務不履行の解消や低賃金の公共サービス人材の確保のため、連邦政府直接学生ローンにおいて、所得連動型の返還制度等を創設。2022年現在、債権の約45%が所得連動型の返還となっている。

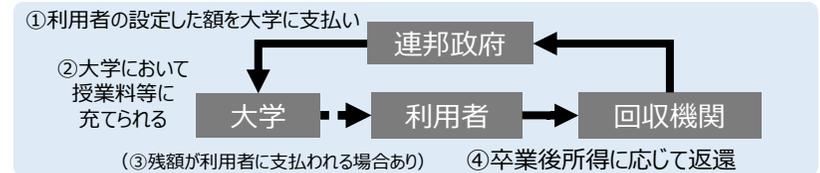
## 連邦政府直接学生ローンについて

支援の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生又は保護者への貸付</li> <li>・ 利息あり ※学部・2022年7月末時点で利率4.99% ※経済状況に応じて在学中等は利息を付さないプランあり</li> <li>・ 支払いは大学へ ※大学において授業料等に充てられる</li> </ul>
支援額	年間\$5,500～ \$12,500程度 ※学校種・家計等及び利用者の意向に応じて決定
対象	希望者全員 ※在学中無利息のローンについては、経済的要件を満たす者のみ ※卒業生の債務不履行率が高い大学は、連邦政府によるローンや給付型奨学金を利用できない
徴収方法	ローン利用者（学生又は保護者）から大学等の指定する回収機関に支払い（源泉徴収方式ではない）
返還状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞者（返済開始3年以内に270日以上）割合：7.3%</li> <li>・ ここ25年間の貸付は、利息により約\$1,140億の収入を生むと予測されていたが、最新の予測では約\$1,970億の減収へと修正されている。</li> <li>・ 主な修正理由として、返還プランの選択（\$700億下方修正）、所得連動型返還プランの選択者の所得の伸び（\$680億下方修正）などが指摘されている。 （参考）債権総額は近年、毎年\$1,000億程度増加し、合計約\$1.4兆。</li> </ul>

## 所得連動型の返還制度について

※定額返還等も選択可能

- 課税所得が約1.4万ドル（※1）を超えた場合、**超えた額**（※2）の10～20%等を返還。
- 20～25年返還を続けた場合や政府機関等に10年以上勤務した場合、**残額は返還免除**（※3）



## ＜近年導入された返還プランの例＞

以下を含め複数存在。利用可能なプラン（ローンの種類等に応じる）から利用者が選択

プラン	返還額
<b>Pay As You Earn Repayment Plan (PAYE Plan)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入による制限あり</li> <li>・ 「裁量的所得※2の10%」又は「10年割賦時の額」の小さい方</li> <li>・ 返還免除までの年数：20年</li> </ul>
<b>Revised Pay As You Earn Repayment Plan (REPAYE Plan)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入による制限なし</li> <li>・ 裁量的所得※2の10%</li> <li>・ 返還免除までの年数：20年</li> </ul>

※1 家族構成、居住州に応じて変わる。2022年の標準は\$13,590  
（参考）OECD Statにおける2021年の平均賃金 \$74,738

※2 Discretionary Income（裁量的所得）と呼ばれる

※3 前者による返還免除額は所得税の課税対象

（注）学部生向けの制度の概観。大学院生向けの制度は利率や返還免除年数等が異なるが基本スキームは同じ。

# 米国連邦政府による学生ローンにおける所得連動型の返還制度について②

## (参考) 設置者・教育年数別にみた米国の高等教育機関の授業料及び連邦政府ローンの利用状況

	授業料平均額 (2020-2021授業年度)	連邦政府の支援対象 学生における実質年 間負担平均額 (※) (2019-2020授業年度)	連邦政府ローン 利用者の割合 (2017-2018授業年度)	連邦政府ローン利用者 における平均借入額 (2018授業年度時点)	返済開始3年以内に 270日以上延滞を した者の割合 (2020年時点)
公立・4年制	\$9,400	\$14,200	54%	\$26,100	5.4%
私立・非営利 4年制	\$37,600	\$26,100	60%	\$29,000	5.0%
私立・営利 4年制	\$18,200	\$23,200	74%	\$35,700	9.8%
公立・2年制	\$3,900	\$7,600	28%	\$16,800	11.5%
私立・非営利 2年制	\$18,000	\$20,000	69%	\$27,300	12.1%
私立・営利 2年制	\$15,800	\$22,200	91%	\$26,600	13.9%

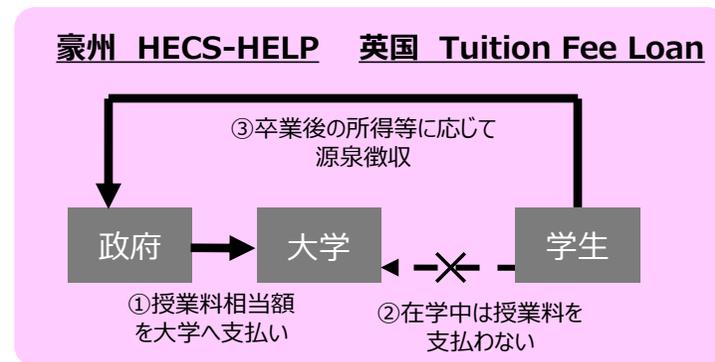
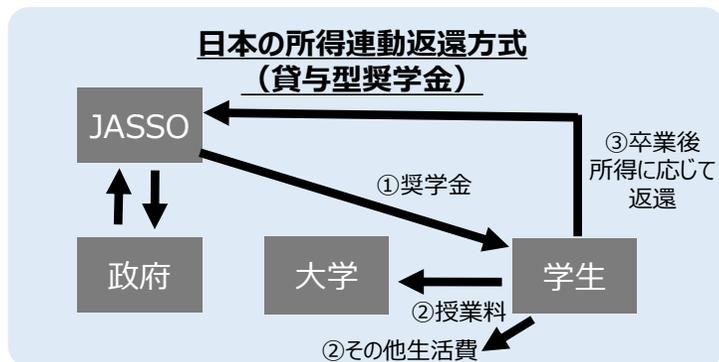
※授業料、教材、寮費などの総関連支出額から、連邦・州・各大学独自の給付型奨学金の額などを控除した額

# 日本の現行の無利子奨学金（所得連動返還方式）と豪州及び英国の類似制度の比較

参考：第1回会議資料6の再掲

	日本 無利子奨学金 所得連動返還方式	オーストラリア HECS-HELP	英国 Tuition Fee Loan
導入時期 背景	平成29年度(2017年)～ 家庭からの給付の減少や卒業後の返還負担の重さ、若年者の雇用状況などを踏まえ導入 (奨学金事業自体は従前より貸与制)	平成元年(1989年)～ それまで無償であった大学教育に、利用者負担を導入することに伴う措置	平成18年(2006年)～ それまで無償であった大学教育に、1998年に授業料が導入され、2006年に3倍に引き上げられたことに伴う措置 (2012年にはさらに3倍に引き上げ)
支援の 形態	在学中の学生に、現金を貸与 授業料などの学費や生活費にあてる	在学中は授業料を徴収しない	在学中は授業料を徴収しない
対象	学力・経済状況の要件あり	全員が利用可能(希望者のみ先払い)	全員が利用可能(希望者のみ先払い)
徴収方法	JASSOによる口座振替	税当局が源泉徴収	税当局が源泉徴収
返還額	課税所得の9% 課税所得が26万円(年収約146万円(単身者の場合))を超えない場合、一律月額2,000円 ※各種所得控除後の額。控除額は年収や家族構成等によって異なる ※年収300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が利用可能 (参考) OECD.Statにおける令和3年(2021年)の平均賃金 約444万円	課税所得等(※)の合計が約460万円を超えた場合、所得階層に応じて1～10% ※課税所得のほか投資損失や海外での所得など (参考) OECD.Statにおける令和3年(2021年)の平均賃金 88,929オーストラリア・ドル(約846万円)	・年収が約440万円を超えた場合、超えた額の9% ・返済開始から30年経過した後は徴収されない (参考) OECD.Statにおける令和3年(2021年)の平均賃金 £ 39,184(約633万円)
返還されない 債権の割合	約2.8%(2020年時点) ※3か月以上の延滞債権の要返還債権総額に占める割合	約15%(2020年時点) ※豪州政府において、今後返済が期待できないと試算されている債権の割合	30%～45%(2014年時点の推計) ※英国政府において利子補給及び未回収補填分として予算化された補助金の貸与額に占める割合

(注) 日本円への換算は、1オーストラリア・ドル=95.1円、£1=161.6円として計算。



# 豪州における高等教育の学費負担に関する制度「HECS-HELP」について

- 平成元年（1989年）以降、それまで無償であった大学教育に、利用者負担を導入することに伴う措置として、当該利用者負担について**卒業後の後払いを可能とする所得連動ローンプログラム（HECS : Higher Education Contribution Scheme）**を導入。

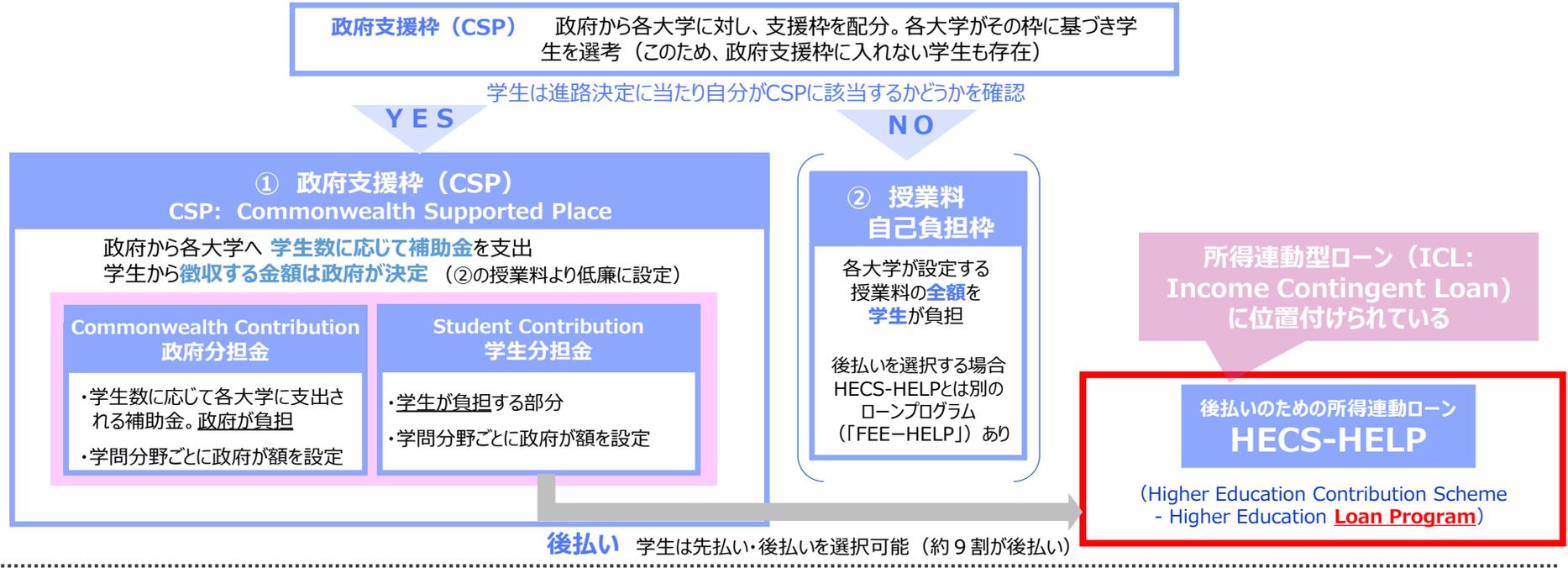
- ※ 「HECS」の語は、豪州の制度全体を指すものとして日本では用いられる例が多いが、同国では現在、様々な学費負担の後払いの仕組みであるローンプログラムの総称として「HELP（Higher Education Loan Program）」という語が用いられており、HECSとは複数あるローンプログラムのうちの1つの名称。
- ※ HECSの創設に当たっては、学位の取得に対して課税することについても議論されたが、導入はされていない。
- ※ HECS導入時は、授業料を前払いした場合に割引が適用されたが、まとめて支払える高所得層の優遇になるとの批判から、平成17年（2005年）に割引率を10%に縮減、平成29年（2017年）に廃止。

- 豪州の大学には、「**政府支援枠**」の学生と「**授業料自己負担枠**」の学生がおり、**政府支援枠**では、学費の一部を政府が負担し（**政府分担金**：Commonwealth Contribution）、残りを学生自身が負担する（**学生分担金**：Student Contribution）。  
**この学生負担分について、卒業後の後払いを可能とする制度を「HECS-HELP」と呼ぶ。**

- 課税所得等が\$48,361（令和4年7月時点。約460万円）を超えた者について、所得の1～10%を返済（※物価スライドあり）。返済の方法として、国税当局が納税者番号を活用し、税と同様に、源泉徴収を通じて徴収する仕組みが確立されている。

- ※ なお、オーストラリア教育・訓練省の年次報告書においては、本制度による学生の負担について「debt（負債）」や「repayment（返済）」という語が用いられている。
- ※ 本資料では、「Contribution」の訳語として、「国連分担金：Contributions to the UN」のような用法があることをふまえ、政府と学生が双方に負担する制度であるという趣旨に鑑み、単に直訳の「貢献」ではなく、「分担金」としている。また、学生分担金の支払い以上に貢献が求められる仕組みとはなっていない。

# HECS-HELPによる豪州の高等教育の学費負担のスキーム



## <政府分担金>

履修コース	政府分担金 (1年間)
Cluster 1: 法学、会計学など	\$ 1,100 (約10万円)
Cluster 2: 教育学、情報など	\$13,250 (約126万円)
Cluster 3: 工学など	\$16,250 (約155万円)
Cluster 4: 農学、医学・歯学など	\$27,000 (約257万円)

## <学生分担金>

(2021年の入学者。1豪ドル=95円で計算。)

履修コース	学生分担金 (1年間)
法学、会計学など	\$14,500 (約139万円)
医学、歯学など	\$11,300 (約107万円)
情報、工学など	\$ 7,950 (約 76万円)
農学、教育学など	\$ 3,950 (約 38万円)

(注) 日本円への換算は、1オーストラリア・ドル=95.1円として計算。

(出典: 豪州連邦政府のウェブサイト及び豪州出張におけるヒアリング結果等を基に文部科学省にて作成)

# 英国における高等教育の学費負担に関する制度について

- 平成2年（1990年）以降、Student Loan Company（SLC：英国における公的学生ローンの実施機関）において生活費ローン（Maintenance Loan）の貸付を実施。平成10年（1998年）以降、各大学において授業料が設定されることとなり、平成18年（2006年）に授業料の上限が3倍に引き上げられた以降は、SLCが授業料を大学に支払い、学生は、授業料ローン（Tuition Fee Loan）として、卒業後に所得に応じて返済を行うこととされている。

※大学が設定する授業料には上限あり。

※平成21年（2009年）に発足した第三者委員会においては、学位の取得に対して恒常的に課税することについても議論されたが、導入はされていない。

- 生活費ローンについては、居住形態別・修学地別に支給上限額が設定された上で、家計（収入）の状況等に応じて支給額を決定。授業料ローンについては、家計の状況によらず、授業料相当を支給。
- 卒業した翌年の4月以降、年収が約£27,300（令和4年4月時点。約440万円）を超えている者について、年収から約£27,300を控除した額の9%（※学士の場合。物価スライド及び所得に応じて設定される利息あり）を返済に充てる。返済の方法として、国税当局が納税者番号を活用し、税と同様に、源泉徴収を通じて徴収する仕組みが確立されている。

## Student Loan Company

### 生活を送るための経費

### 大学の授業料

#### ① 生活費ローン

##### Maintenance Loan

- ・1990年に創設
- ・居住形態別・修学地別に支給上限額を設定  
（上限は年額£7,097～£11,002（約115万～178万円））
- ・支給額は家計（収入）の状況等に応じて決定
- ・年3回（学期ごと）支給

#### ② 授業料ローン

##### Tuition Fee Loan

- ・2006年に創設
- ・支給額は授業料相当額  
授業料の上限額は£9,250（約149万円）
- ・支給額は家計（収入）の状況に左右されない
- ・年3回（学期ごと）支給

### 学生本人へ支給

### 大学へ支給

### 学生本人が所得連動・源泉徴収で返済